

(総則)

第1条 本会員規則は、一般社団法人四つ葉のクローバー協会以下、協会と称す)の会員に対し適用するものとする。

(入会の条件)

第2条

- (1) 会員として本協会に入会しようとする者は、本会員規則を承認の上、『入会申込書』により申し込むものとする。会員には本協会が会員番号を付与し管理するものとする。
- (2) 会員の緊急連絡先の引受けに関しては、引越先が大阪府、兵庫県、京都府に限定する。
- (3) 入会申請時は、必ず面談をし、本協会の審査に合格した方を対象とする。
- (4) 連絡可能な電話をお持ちの方。(固定電話、携帯電話)
- (5) 高齢者世帯60歳以上の一人暮らし世帯又は60歳以上の夫婦で構成される世帯、契約書の内容の理解が出来る方。(日本国籍の方のみ利用可)又は福祉施設から紹介された方
- (6) 身分証明書を提出する。

写真付き身分証明書

- ・ 次のうちのいずれか1点 : 免許証 ・ マイナンバーカード ・ 住民基本台帳カード ・ パスポート
(各有効期限内の物 原本 ※コピーさせていただきます)

写真付きの身分証明書がない場合

- ・ 上半身の写真(3ヶ月以内撮影の物)
- ・ 次のうちのいずれか2点 : 住民票(発行3ヶ月以内の原本、コピー不可) ・ 健康保険証 ・ 生活保護決定通知書 又は 生活保護受給証明書 ・ 年金手帳
(各有効期限内の物 原本 ※コピーさせていただきます)

- (7) 本協会を利用し賃貸契約が成立した際は、速やかに賃貸契約書(写し)を提出する事。

(契約金及び会費)

第3条 会員は入会時に『入会申込書』に定める契約事務手数料及び会費を支払うものとする。一般的に賃貸契約期間は2年間である為、初回契約事務手数料5,500円(税込)[入会時のみ]と、2年間の会費26,400円(税込)[月額1,100円×24ヶ月]合計31,900円を指定口座へ振込みで支払うものとする。生活保護受給者が更新をする場合は[月額1,100円×24ヶ月]合計26,400円を口座振替にて支払うものとする。

振込先:りそな銀行 北浜支店 普通口座 0180457

一般社団法人四つ葉のクローバー協会(シャ) ヨツパノクローバーキョウカイ

更新は2年間(賃貸契約と同期間とする)とし、途中解約不可、お預かりした会費は返金不可とする。

(会員サービス)

第4条 会員は、賃貸不動産契約時の緊急連絡先を利用する事ができる。

ただし、そのサービスの種別、内容等につき変更もしくは中止する事がある。

第5条 本協会のサービスにおいて以下に掲げるものは対象外とする

- (1) 家賃などの金銭保証
- (2) 賃貸物件の現状回復
- (3) トラブルの仲裁

(入会の拒否)

第6条 本協会は、会員登録を申請した登録希望者が、以下の各号のいずれかの事由に該当する場合は、当該登録希望者の会員登録を拒否することができるものとする。本協会は、会員登録を拒否した場合、その理由を開示しない。

- (1) 過去に家賃滞納歴がある場合。
- (2) 暴力団及び暴力団関係者、薬物依存者、人に危害を加える恐れのある方、自殺(自傷行為)願望のある方、重い精神疾患のある方。
- (3) 本規約に違反するおそれ、または違反があると当社が判断した場合。

- (4) 本協会に提供された登録情報の全部、または一部に虚偽や重大な誤記、記載漏れなどがある場合。
- (5) 過去に会員規約の違反などで退会処分を受けたことがあるとき。
- (6) その他、理由の如何を問わず、本協会が会員登録を適当でないと判断した場合。
- (7) 本協会は、一旦入会を承認した会員であっても、その後判明した諸事情（虚偽の申告等）により、会として不適切と判断した場合には、その入会を取り消す事が出来るものとする。虚偽の申請などがあった場合には、違約金が発生する。

(会員資格の期間)

第7条 会員資格の期間は、賃貸契約期間の間とし、期間満了の1ヶ月前までに退会の申し出がない場合は、会員の資格は自動的に継続されるものとする。

(変更届け)

第8条

- (1) 会員は、住所、電話番号、勤務先等、本協会への届け出内容に変更があった場合、すみやかに『変更届』により、変更内容を事務局へ届け出るものとする。
- (2) 前項の届出がなされない事により、会員が不利益を被った場合、本協会は一切その責任を負わないものとする。

(会員から協会への権限の委任)

第9条

1. (権限の委任の事由)

当協会が判断し、次の事項に当てはまる場合は、第9条の2 会員から協会へ権限の委任をするものとする。

- ・会員が遭難又は失踪による音信不通となった場合
- ・心身喪失、精神障害、痴呆による判断力の著しい低下があった場合
- ・刑事事件等により、その身柄を拘束される等の事由により、本協会と連絡がとれない状況になった場合
- ・本契約を継続し難い事情が生じた場合

会員は、前項の委任による協会の行為につき、一切意義申立て、損害賠償等の請求を行わないものとする。当協会は、不動産賃貸契約の緊急連絡先になるものとするが、会員の金銭的な保証は一切しない。

2. (権限の委任)

- ①本契約の解除
- ②本物件の明け渡し及び残置物の撤去（費用は会員負担）
- ③本協会が残置物を撤去することについての同意権
- ④本物件への立入りに関する一切の権限（鍵を壊して入った場合その費用は、会員の負担とする）
- ⑤その他本契約解除に関する一切の権限

(退会)

第10条 会員が退会する際は、『退会届』を本協会に提出するものとする。なお、賃貸期間中は退会出来ないものとする。退会後は、緊急連絡先としての業務は全て終了するものとし、一切の関知はしない。

(個人情報の扱い)

第11条 本協会は、会員サービスを提供するに当たり、知り得た会員の個人情報を本人以外の第三者に開示または漏洩しないものとし、かつ会員サービスの案内、連絡、申込手続等、会員サービスを提供する目的でのみ使用するものとする。

(会員規則の変更等)

第12条 本協会は、会員の事前の了解無しに、本会員規則の改廃訂を行う事が出来るものとする。